

特定医療費受給者（指定難病）にかかる状態証明書の作成を依頼された医師の方へ

名古屋市

日頃から、名古屋市の福祉医療費助成制度に対し、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

名古屋市では、平成28年10月より、特定医療費受給者（指定難病）のうち、日常生活活動が著しく制限されると医師が証明した方に対し、医療費の自己負担額の助成を開始します（その他障害要件等もあり）。つきましては、下記をお読みいただき、別紙状態証明書について記載していただきますよう、お願い申し上げます。

1 記載方法についてのお願い

状態証明書について、以下の通り記載をお願いします。

- ① ご本人様の氏名、生年月日、住所
- ② 介護保険の主治医意見書における日常生活自立度と同様の基準をもとに判定いただき、該当の記号を選択願います。非該当の場合は、該当しない旨をご本人様へ説明いただくようお願いいたします。（B1～C2については身体にかかわる症状、Ⅲ～Ⅳについては精神にかかわる症状として該当がある場合に選択してください。）
- ③ ご本人様の状態については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。

2 文書料について

文書料は各病院・診療所の規定等に基づき、ご本人様へ請求いただくようお願いいたします。

原則、区役所または支所での申請受付の際には、作成いただいた状態証明書に加えて文書料の領収書が必要となります。領収書の添付がない場合、区役所または支所より照会させていただきますので、お取り計らいのほどお願いします。

3 備考

ご不明な点については、以下の区役所又は支所の保険係にお問い合わせください。

区支所	直通	区支所	直通	区支所	直通
千種	753 - 1907	中	265 - 2244	南陽支所	301 - 8154
東	934 - 1144	昭和	735 - 3846	南	823 - 9344
北	917 - 6455	瑞穂	852 - 9333	守山	796 - 4546
楠支所	901 - 2262	熱田	683 - 9484	志段味支所	736 - 2257
西	523 - 4545	中川	363 - 4346	緑	625 - 3944
山田支所	501 - 4935	富田支所	301 - 8143	徳重支所	875 - 2206
中村	453 - 5348	港	654 - 9645	名東	778 - 3054
				天白	807 - 3843

【判定基準：裏面記載有】

【判定の基準】

1. 身体にかかわること

(1) ランクBについて

「寝たきり」に分類するグループであり、いわゆるchair-boundに相当する。B-1とB-2とは座位を保つことを自力で行うか介助を必要とするかどうかで区分する。日常生活活動のうち、食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介護者の援助を必要とし、1日の大半をベッドの上で過ごす場合が該当する。排泄に関しては、夜間のみ“おむつ”をつける場合には、介助を要するものとはみなさない。なお、“車いす”は一般のいすや、ポータブルトイレ等で読み替えても差し支えない。

B-1は介助なしに車いすに移乗し食事も排泄もベッドから離れて行う場合が該当する。

B-2は介助のもと、車いすに移乗し、食事または排泄に関しても、介護者の援助を必要とする。

(2) ランクCについて

ランクBと同様、「寝たきり」に分類されるが、ランクBより障害の程度が重い者のグループであり、いわゆるbed-boundに相当する。日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1日中ベッドの上で過ごす。

C-1はベッドの上で常時臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合が該当する。

C-2は自力で寝返りをうつこともなく、ベッド上で常時臥床している場合が該当する。

2. 精神にかかわること

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。
Ⅲ a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	